

各介護サービスを運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部長寿社会課  
介護サービス事業・施設担当

平成28年度介護職員処遇改善加算届出及び平成27年度介護職員処遇改善加算実績報告の手続きについて

本県の高齢者福祉の推進について、日頃、御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

介護報酬に係る加算のうち介護職員処遇改善加算については、他の加算とは異なり、毎年度、届出書及び計画書等の事前提出並びに実績報告書の提出が義務付けられています。

については、平成28年度における算定に係る介護職員処遇改善加算届出書の提出期限及び平成27年度介護職員処遇改善実績報告書の提出期限をお知らせしますので、期限内に各届出先に必要書類を提出してください。

なお、届出に係る必要書類及び提出先等の取扱いについては、当課ホームページに掲載しますので、御確認の上、手続きに漏れのないようお願いします。（担当 介護サービス事業・施設担当 電話0857-26-7175）

## 記

### 1 平成28年度介護職員処遇改善加算届出

#### (1) 届出期限

区分	提出期限
・平成27年度介護職員処遇改善加算を算定しており引き続き平成28年4月以降も同加算を算定する事業所（者） ・平成28年4月から新たに同加算を算定する事業所（者）	平成28年2月29日（月） <u>&lt;必着&gt;</u>
・平成28年度途中で新たに加算を算定する事業所（者）	算定する月の前々月の末日※ （例：6月から加算算定の場合は4月末日までに書類提出が必要） ※末日が閉庁日の場合は、前閉庁日まで

※介護職員処遇改善加算を算定する場合、加算の届出は毎年度行う必要があります。

#### (2) 必要書類

ア 平成28年度介護職員処遇改善加算届出書（別紙様式3又は別紙様式4）

イ 介護職員処遇改善計画書（別紙様式2及び添付書類1～3）

ウ 就業規則、賃金規定の写し（作成義務の無い事業所等は雇用通知書等）

エ 労働保険に加入していることが証明できる書類

オ 資質向上のための計画（キャリアパス要件IIにおいて「資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。」を選択した場合のみ）

※ウ、エについては、平成27年度介護職員処遇改善加算届出書に添付したものと内容に変更がない場合は添付を省略することができます。

#### (3) ホームページ掲載先

とりネット>福祉保健部>長寿社会課>介護サービス事業所の指定・様式>介護職員処遇改善加算算定に係る届出について>介護職員処遇改善加算届出・実績報告>介護職員処遇改善計画書

<http://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

## 2 平成27年度介護職員処遇改善実績報告

### (1) 届出期限

区分	提出期限
平成27年度末まで継続して介護職員処遇改善加算を算定した場合	平成28年7月29日(金) <必着>
平成27年度途中で介護職員処遇改善加算算定を終了(中止)した場合	平成27年度における最終の加算給付を受給した月の翌々月の末日まで※ (例:事業所廃止(9月末)→最終加算の受給(11月)→実績報告期限(1月末) ※末日が閉庁日の場合は、前閉庁日まで

※実績報告は、加算の算定要件の一つですので、提出期限までに実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる可能性がありますので、必ず期限までに報告してください。

### (2) 必要書類

- ア 平成27年度介護職員処遇改善実績報告書(別紙様式5及び添付書類1~3)
- ・加算総額は県の方でも把握できるため、国保連からの支払額通知書の添付は不要。
- イ 介護職員処遇改善加算充当一覧表及び充当明細表(参考様式1、2)
- ・月別又は給与項目別のいずれか一方を提出し、月ごと又は給与項目ごとに別葉で作成すること。
  - ・すべての介護職員の賃金台帳の添付は不要だが、例示として1名分を個人が特定出来ないようにした上で、賃金改善実施期間中すべての明細を実績報告書に添付すること。
  - ・これらの様式は参考様式であることから、当該参考様式と同様のものであれば可。
- ウ その他
- ・介護職と看護職を兼務する職員など、介護職員以外の職員の賃金改善等に加算を充当した場合は、賃金改善実施期間内における職員の勤務実績表(ローテーション表)等、当該兼務職員が介護職員として従事したことが分かる書類を添付すること。

### (3) ホームページ掲載先

とりネット>福祉保健部>長寿社会課>介護サービス事業所の指定・様式>介護職員処遇改善加算算定に係る届出について介護職員処遇改善加算届出・実績報告>介護職員処遇改善実績報告  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

## 3 提出先及び問合せ先(指定権者が都道府県知事、南部箕蚊屋広域連合の場合)

届出先	担当	所在地	電話番号 (FAX番号)
東部福祉保健事務所長	東部福祉保健事務所 福祉企画課	〒680-0901 鳥取市江津730	0857-22-5164 (0857-22-5669)
中部総合事務所長	中部総合事務所 福祉保健局福祉企画課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3120 (0858-23-4803)
西部総合事務所長	西部総合事務所 福祉保健局福祉企画課	〒683-0802 米子市東福1-1-45	0859-31-9314 (0859-34-1392)
南部箕蚊屋広域連合長	南部箕蚊屋広域連合事務局	〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377-1	0859-39-6222 (0859-39-6223)

※地域密着型サービスの届出先や届出に必要な書類等については、各指定権者にお問合せください。

※介護職員処遇改善加算の実績報告書に関する御質問は、各提出先にお問い合わせいたします。